

税務マエストロ

TAX MAESTRO

税務における第一人者
「税務マエストロ」による税実務講座

今週のマエストロ&テーマ

外国法人課税とAOAの適用開始

(3)

#161

品川克己
PwC税理士法人



略歴

89年より大蔵省主税局に勤務。90年7月より同国際租税課にて国際課税関係の政策立案・立法及び租税条約交渉等に従事。96年ハーバード・ロースクールにて客員研究員として日米租税条約について研究。97年より00年までOECD租税委員会に主任行政官として出向(在フランス)し、「OECD移転価格ガイドライン」及び「OECDモデル条約」の改定、及び関連会議の運営に従事。01年9月財務省を辞職し現職。

次回のテーマ



リース会計基準の公表に伴う消費税の取扱いについて(2)
税理士 熊王征秀

消費税率引上げ、それに伴う課税の適正化など、消費税法の改正が続く。消費税マエストロが実務ポイントを解説する。

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

1 外国法人(PE)の課税所得の計算 (承前)

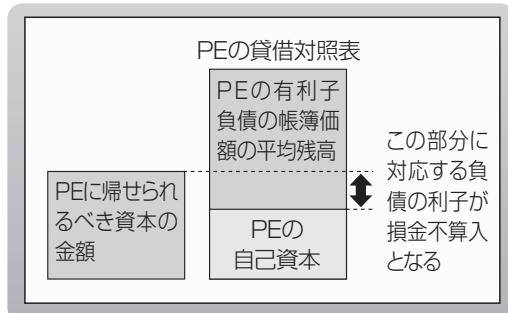
(9) PEの資本に対応する利子の損金不算入

① 制度の概要

PEの「自己資本」に相当する金額が、PEを本店から独立した企業体とみなした場合にあるべき資本の金額(「PEに帰せられるべき資本の金額」)に満たない場合には、そのPEが行う事業に係る支払利息(手形の割引料、償還差損益、内部支払利息等を含む。)のうち、その満たない資本の金額に対応する部分の金額は、損金不算入とされる(法法142の2、法令188)。

なお、このPEの自己資本に相当する金額とは、PEの帳簿上の純資産の額に相当するものであり、PEの資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額から、PEの負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を控除した残額とされている(法令188①)。つまり、PEの簿価純資産の平均残高に相当する金額である。

【図】 PEの自己資本に対応する利子



これは、PEを、税務上本店等から独立した企業体とみなす場合、認識すべき資本の金額(PEに帰せられる資本の金額)はいわゆる出資に相当するものであり、したがってコスト(支払利息)が生じない「無償資本」となる。PEの帳簿上の資本相当額(純資産の額)がこの無償資本未満である場合、その差額は会計上負債であり、コスト(一般的には支払利息)が生じ

ていることとなるため、無償資本を認識することに伴い、無償資本に対応する部分のコスト（支払利息）を否認する制度である。

② PEに帰せられるべき資本の金額

「PEに帰せられるべき資本の金額」は、税務上のPEの資本に相当する金額であり、「恒久的施設帰属資本相当額」とされ、原則として、「資本配賦法」又は「同業法人比準法」により算定することとなり、他の方法は認められない（法令188）。

（イ）資本配賦法

資本配賦法は、外国法人（全体）の「自己資本の額」に、PEに帰せられるべき資産の額が外国法人全体の資産の額に占める割合を乗じて算出する方法であり、外国法人の業種等によって、次の「資本配賦原則法」又は「規制資本配賦法」により算出される（法令188②一）。

なお、外国法人の資産の額及びPEに帰せられるべき資産の額は、それぞれ取引の相手方の契約不履行その他の理由により「発生し得る危険」を勘案して計算される金額（「危険勘案資産額」）となる（法令188②一）。この「発生し得る危険」とは、一般的に信用リスク、市場リスクおよび業務リスクといわれるもの並びにこれに類するリスクをいい、具体的には、①取引の相手方の債務不履行により発生し得る危険、②保有する有価証券等（有価証券その他の資産および取引）の価格の変動により発生し得る危険、③事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険、④これらに類する危険が該当する（法規60の6）。

また、危険勘案資産額の算定は、原則として各事業年度終了の時であるが、各事業年度の確定申告書の提出時期までに危険勘案資産

額の算定が困難な常況であると認められる場合には、税務署長への届け出等を要件に、事業年度終了の日前6か月以内の一定日の危険勘案資産額を用いて算定することができる（法令188⑦、⑧）。

（i）資本配賦原則法—一般事業法人の場合

外国法人の自己資本の額を、当期の簿価純資産の平均残高として算出し（法令188②一イ（1）（2））、これに、PEの危険勘案資産額が外国法人全体の危険勘案資産額に占める割合を乗じて算出する方法である。

【算式①】

恒久的施設帰属資本相当額

$$= \left[\text{（外国法人の総資産の）} - \text{（外国法人の総資産の）} \right] \\ = \left[\text{（帳簿価額の平均残高）} - \text{（帳簿価額の平均残高）} \right]$$

恒久的施設帰属資産の額について、

× 発生し得る危険を勘案して計算した金額

外国法人の総資産の額について、

発生し得る危険を勘案して計算した金額

なお、簡便法として、外国法人の資産の額及びPEに帰せられるべき資産の額につき、危険勘案資産額に代えて、各事業年度終了時の資産の帳簿価額を用いて計算することも認められている（資本配賦簡便法）。なお、この資本配賦簡便法は、次の銀行、証券及び保険（保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等）については認められない（法令188③一）。

（ii）規制資本配賦法—外国銀行等の場合

銀行法に規定する外国銀行¹又は金融商品取引法に規定する第一種金融商品取引業を行なう外国法人（証券会社）²の場合には、日本の銀行法に相当する外国の法令又は日本の金融商品取引法に相当する外国の法令

¹ 銀行法第47条第2項に規定する外国銀行支店に係る同法第10条第2項第8号に規定する外国銀行

² 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者である外国法人

に基づく自己資本の額（「規制上の自己資本の額」³に相当する金額に、PEの危険勘案資産額が外国法人全体の危険勘案資産額に占める割合を乗じて算出する方法である。

なお、外国銀行等については規制資本配賦法により計算することとされる理由については、次のように説明されている（財務省HP「税制改正の解説」）。

「銀行等についてはバーゼル銀行監督委員会が公表した基準等に沿って、各国の法令において、利子の生じない資本だけでなく、一定の劣後債のような利子が生じる負債も、自己資本比率規制上の自己資本に含められています。このような自己資本比率規制上の自己資本に含められる負債及びその負債に係る利子についても恒久的施設に帰属させる必要があります。そこで外国銀行等である外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本の額については、このような自己資本比率規制上の自己資本を恒久的施設に係るリスクウエイト資産に応じて配分する（規制資本配賦法によって計算することとされています。」

【算式②】

恒久的施設帰属資本相当額

＝ 規制上の自己資本の額

- 恒久的施設帰属資産の額について、
発生し得る危険を勘案して計算した金額
× 外国銀行等の総資産の額について、
発生し得る危険を勘案して計算した金額

(iii) 連結資本配賦法

外国法人の自己資本の額及び外国法人の資産の額は、原則として、単体ベースの金

額を基準として計算することとなるが、次の場合には、連結ベースで自己資本の額及び資産の額を用いて計算することができる（法令188④）。なお、この特例的取り扱いは、資本配賦簡便法においても同様とされている（法令188⑤）。

- イ) 外国法人の自己資本がマイナスのとき
ロ) 銀行法又金融商品取引法に相当する外国の法令により、連結ベースのみの自己資本の算定が義務付けられているとき
ハ) 外国法人の自己資本比率が著しく低いとき

なお、ここでいう「連結ベース」の概念は明確にされていない。法令上は「企業集団」という用語が用いられているが、これは外国法人のそれぞれの根拠法により、その範囲が一様のものではないことから、基本的には各国の法令によることとなろう。

また、連結ベースの自己資本がマイナスとなる場合には、連結ベースの資本配賦法を用いることはできないため、結果として、次の同業法人比準法を用いることとなる（法令188⑥）。

(ロ) 同業法人比準法

同業法人比準法は、外国法人のPEに帰せられるべき資産の額に、国内で同種の事業を行う法人（「比較対象法人」）の、「比較対象事業年度」における自己資本比率を乗じて、PEに帰せられるべき資本の額を算出する方法であり、外国法人の業種等によって、次の「リスク資産資本比率比準法」又は「リスク資産規制資本比率比準法」により算出される（法令188②二）。

同業法人比準法における「比較対象法人」とは、PEの主たる事業と同様の事業を国内

³ 銀行法に相当する外国の法令の規定による銀行法第14条の2第1号（経営の健全性の確保）に規定する自己資本の額に相当する金額または金融商品取引法に相当する外国の法令による金融商品取引法第46条の6第1項（自己資本規制比率）に規定する自己資本規制比率に係る自己資本の額に相当する金額

において行う法人で、その事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいい、これらが外国法人である場合には、当該外国法人の日本に所在するPEの主たる事業が同種であるものとなる（法令188②二）。

また、「比較対象事業年度」とは、外国法人の当該事業年度終了の日以前3年内に終了した比較対象法人の各事業年度のうちのいずれかの事業年度とされるが、比較対象法人の自己資本比率が同業他社の平均的な自己資本比率に比して著しく高い（概ね2倍）事業年度は除かれる（法令188②二イ（1）、法規60の7①）。

なお、PEに帰せられるべき資産の額は、資本配賦法における場合と同様、それぞれ取引の相手方の契約不履行その他の理由により「発生し得る危険」を勘案して計算される「危険勘案資産額」の金額となる（法令188②二、法規60の6）。また、危険勘案資産額の算定は、原則として各事業年度終了の時であるが、各事業年度の確定申告書の提出時期までに危険勘案資産額の算定が困難な常況であると認められる場合には、税務署長への届け出等を要件に、事業年度終了の日前6か月以内の一定日の危険勘案資産額を用いて算定することができる（法令188⑦、⑧）。

比較対象法人の総資産の額（自己資本比率を計算する際の分母）は、比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額である（法令188②二イ（2）、ロ（2））。

(i) リスク資産資本比率比準法—一般事業法人

PEの危険勘案資産額に、比較対象法人の自己資本比率を乗じて算出する方法（法令188②二イ）。この比較対象法人の自己資本比率は、比較対象法人の純資産の額が発生し得る危険を勘案した総資産の額に占

める割合で表される。なお、比較対象法人が外国法人である場合には、日本に所在するPEの純資産（簿価純資産の平均残高）の額及び発生し得る危険を勘案した総資産の額で計算される。

【算式③】

恒久的施設帰属資本相当額

=	恒久的施設帰属資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額
	比較対象法人の貸借対照表に計上されている純資産の額
×	比較対象法人の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

なお、簡便法として、PEに帰せられるべき資産の額につき危険勘案資産額に代えて、各事業年度終了時のPEに係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的に計算された金額を用い、比較対象法人の総資産の額及び純資産の額につき、貸借対照表における金額により計算することも認められている（簿価資産資本比率比準法）。なお、この簿価資産資本比率比準法は、次の銀行、証券及び保険については認められない（法令188③二）。

(ii) リスク資産規制資本比率比準法—外国銀行等

PEの危険勘案資産額に、銀行、証券等である比較対象法人の自己資本比率を乗じて算出する方法（法令188②二イ）。この比較対象法人の自己資本比率の計算にあたって、比較対象法人の純資産の額は、銀行法及び金融商品取引法等のそれぞれの業態の規制上の自己資本の額に相当する金額を用い、それが発生し得る危険を勘案した総資産の額に占める割合で表される。

(ハ) 計算方法の変更等



恒久的施設帰属資本相当額の計算にあたり、資本配賦法又は同業法人比準法のいずれの方法によるかは、原則として任意に選択することができるが、いったん選択した方法は、特段の事情がない限り、継続して適用する必要がある（法令188⑨）。

【算式④】

損金不算入額

$$= \frac{\text{恒久的施設を通じて行う} \\ \text{事業に係る負債の利子の額}}{\text{恒久的施設帰属} - \frac{\text{恒久的施設に係る} \\ \text{資本相当額}}{\text{自己資本の額}}} \\ \times \frac{\text{恒久的施設に帰せられる有利子負債} \\ \text{の帳簿価額の平均残高}}{}$$

③ 損金不算入額の計算

恒久的施設帰属資本相当額がPEの自己資本に満たない金額に対応する負債の利子は次のように計算される（法令188⑫）。

「PEを通じて行う事業に係る負債の利子」は、次の3つの支払利息から、「外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入」（法人税法第142条の5）に規定する劣後ローンによる利息を控除した残額で、手形の割引料、償還差益その他経済的な性質が利子に準ずるもののが含まれる（法令188⑩、⑪）。

- i. PEの事業上の負債の利子の金額（会計帳簿上の支払利子）
- ii. 本店等との内部取引により利子に該当することとなる金額（独立企業原則による金額）
- iii. 本店等より配賦された負債の利子の金額

なお、上記算式の分子の金額が分母の金額を超える場合には、分子の金額は分母の金額とされる（法令188⑫）。つまり、PEを通じて行う

事業に係る負債の利子の全額が損金不算入とされることとなる。

④ 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入

外国銀行等である外国法人が、銀行法等に相当する外国の法令による「規制上の自己資本」とされる負債（いわゆる劣後ローン）につき支払う利子等がある場合には、その利子のうち次の算式により計算した金額は損金の額に算入される（法法142の5、法令189）。

【算式⑤】

損金算入額

$$= \frac{\text{規制上の自己資本の額に係る負債につき} \\ \text{外国銀行等が支払う負債の利子の額}}{\text{規制資本配賦法又はリスク資産規制} \\ \text{資本比率比準法により計算した恒久} \\ \text{的施設帰属資本相当額}} \\ \times \frac{\text{規制上の自己資本の額}}{}$$

外国銀行等は、銀行法等の規制による自己資本の額に、返済が劣後するいわゆる「劣後ローン」を含めることができる。したがって、規制資本配賦法、リスク資産規制資本比率比準法もしくは連結規制資本配賦法により、恒久的施設帰属資本相当額を算出する場合には、当該劣後ローンの利息の対応部分が損金不算入とされることとなる。一方、この劣後ローンは、銀行法等により自己資本として取り扱うことができるものであるから、損金不算入とされる負債利子の計算にあたっては、PEの自己資本として扱えるべきものと考えられる。こうしたことから、当該劣後ローンに対応する負債利息は、別途損金算入とされたものと考えられる。